

超高層建築物構造性能評価委員会 手数料等の改定について

建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 3 項の改正（令和 6 年 3 月 15 日公布／令和 7 年 1 月 1 日施行）により、令和 7 年 1 月受付案件より性能評価の新手数料が適用されます。以下に、改定手数料一覧を示します。

（１）新規案件の場合

- ・性能評価手数料 建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 3 項 第四号の規定による

建 築 物		現行	改定
法第二十条第一項第一号の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	510,000 円	1,020,000 円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	820,000 円	1,150,000 円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,230,000 円	1,600,000 円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,530,000 円	1,690,000 円
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	2,050,000 円	2,260,000 円
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,050,000 円	2,590,000 円
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	2,050,000 円	3,240,000 円
	特定天井について安全性を有することを確かめる場合	510,000 円	1,430,000 円

工 作 物		現行	改定
	工作物 1 基毎	820,000 円	1,150,000 円

（２）変更案件の場合

〈構造方法等の「計画の変更」の評価手数料〉

既に認定を受けた構造方法等の計画の変更として、性能評価を受ける場合は、建築基準法施行規則別表第 2 に基づき、上表区分に応じた評価手数料となります。ここでの延べ床面積は、変更に係る部分の床面積となります。

(3) 構造方法等の「軽微な変更」の場合

既に認定を受けた構造方法等の軽微な変更として性能評価を受ける場合は、建築基準法施行規則 11 条の 2 の 3 第 5 項 第三号に基づき、下表区分に応じた評価手数料（新規案件の評価手数料の 1/3（工作物の場合は 1/10））となります。

なお、現行手数料で運用している「軽微な変更」の割り増し（1/10×区分数）は廃止となります。

・性能評価手数料（建築物） ※新規案件の 1/3（千円未満の端数は切り捨て）

建築物		手数料（円）
建築物の 延べ床面積	床面積の合計が 500m ² 以内のもの	340,000
	床面積の合計が 500～3,000m ² 以内のもの	383,000
	床面積の合計が 3,000～10,000m ² 以内のもの	533,000
	床面積の合計が 10,000～50,000m ² 以内のもの	563,000
	床面積の合計が 50,000～100,000m ² 以内のもの	753,000
	床面積の合計が 100,000～200,000m ² 以内のもの	863,000
	床面積の合計が 200,000m ² を超えるもの	1,080,000
特定天井を有するもの		476,000

・性能評価手数料（工作物） ※新規案件の 1/10

工作物	手数料（円）
工作物 1 基毎	115,000